

(3) 新たな自治システム

大阪都市圏にふさわしい新たな自治システム

【これまでの取組について】

学識経験者による「大阪府地方自治研究会」において、平成14年2月から研究をすすめて、16年10月に、新たな制度(大阪新都)として、「新しいタイプの広域連合型」の案を内容とする最終報告をとりまとめました。

《大阪府地方自治研究会 最終報告》

大阪都市圏における新しい自治システムの構築(研究会提案の概要)

- ・大阪府を廃止し、新しいタイプの広域連合である「大阪新都機構」を設置。大阪都市圏全体にわたる計画・政策策定、広域の見地からの事業実施など広域行政を総合的、一元的に実施。
- ・市町村は、広域連合である「大阪新都機構」を構成するとともに、国や大阪府から権限移譲を受け、住民に身近な行政を自立的に執行。
- ・広域的な特定行政分野ごとに「大阪新都広域法人」を設置し、経営管理的手法等により、効果的・効率的に事業を執行。
- ・民間、NPO等も含め圏域内のあらゆる主体が機能的に連携できる仕組みを構築。
- ・政令指定都市においては、住民自治の充実の観点から「地域自治区」の活用を検討。

なお、今後、幅広い議論を進める上での検討材料として、中間論点整理で提示された「府・大阪市一体化」による案も記載。

さらなる改革のために

大阪都市圏にふさわしい自治システムの実現に向けた取組をすすめます。

世界都市大阪の建設により、大阪都市圏の再生を図り、わが国全体の活性化をリードするため、大阪都市圏にふさわしい地方自治制度のあり方については、大阪府地方自治研究会の最終報告などを踏まえながら、引き続き研究をすすめて、幅広い議論のもと、国へも働きかけるなど、実現に向けた取組をすすめます。

取組内容

● 新たな自治システムの研究

大阪府地方自治研究会における検討結果も踏まえ、府民・市民、各界からの意見も参考に研究をすすめて、大阪市との研究会などの場を活用して、幅広く議論するとともに、国へも働きかけます。

✚ 上記取組を行うとともに、下記課題については既存の研究会等の活用などを図り、検討していきます。

● 関西州などを視野に入れた、大阪都市圏にふさわしい新たな自治システムの実現方策

大阪市との連携強化・二重行政の解消

【これまでの取組について】

平成13年11月に、大阪市と共同で「新しい大都市自治システム研究会」を設置し、新たな自治システムの研究と合わせて、個別の行政課題についても、事業の共同化、一元化や大阪府と大阪市の役割分担の見直しなどの協議をすすめ、15年6月には、研究会での検討状況を整理した「中間整理」を公表しました。

「新しい大都市自治システム研究会」中間整理 個別課題の取組状況

具体的な結果のでているもの	3項目 ・市内6河川の管理権限の移譲 など
基本的な方向について合意し、具体的に協議しているもの	9項目 ・災害時の危機管理についての連携 ・国有財産の境界確定 など
引き続き検討協議を行うもの	30項目 ・文化・芸術振興施策 ・自動車公害対策等の環境施策 など

さらなる改革のために

大阪府と大阪市の一層の連携方策について、引き続き協議をすすめます。

大阪都市圏全体として効果的・効率的な行政運営を行えるよう、大阪市との役割分担の見直しや事業の共同化、一元化など、一層の連携方策について、引き続き協議をすすめるとともに、可能なものから着手していきます。

取組内容

●事業共同化・役割分担の見直し

研究会などの場を活用して、引き続き協議をすすめ、可能なものから具体的な取組に着手していきます。

✚上記取組を行うとともに、下記課題については既存の研究会等の活用などを図り、検討していきます。

- 大阪市との二重行政解消に向けた類似施策や施設の共同化・一元化方策
- 広域の見地から府・市の施策の共同化を図るべき課題と仕組み

広域行政の推進

【これまでの取組について】

府県域を越える広域的な自治制度については、経済界、2府7県3政令市等で構成する「分権改革における関西のあり方に関する研究会」において、制度改革を含む関西における分権改革のあり方を議論・検討しています。また、今年度新たに発足した、全国知事会の道州制研究会にも参画しています。

さらなる改革のために

府県域を越える広域的な自治制度のあり方等について引き続き議論をすすめます。

道州制など府県域を越える自治制度については、制度のあり方や対象となる地域についても様々な考え方があることから、十分な検討をしていく必要があります。

このため、大阪都市圏にふさわしい自治システムのあり方と合わせて、関西州をはじめとする、府県域を越える広域的な行政システムのあり方について幅広く議論をすすめるとともに、具体的な施策や事業について、各府県との連携を積み重ねていきます。

取組内容

●府県域を越える広域的な自治制度のあり方

道州制をはじめとする府県域を越える広域的な行政システムのあり方については、大阪都市圏にふさわしい新たな自治システムのあり方とあわせて、関係方面と幅広く議論をすすめます。

また、府県域を越える行政課題について、広域連合制度などの現行制度の活用も視野に入れつつ、各府県との連携を深めます。

✚上記取組を行うとともに、下記課題については既存の研究会等の活用などを図り、検討していきます。

- 関西における広域行政推進のための制度や実施方策（広域連合・協議会・道州制など）
- 新しい自治システム（大阪新都）と関西州等との関係の整理

市町村への権限移譲等

【これまでの取組について】

市町村の自主的な判断と選択に基づき事務移譲を行う「大阪版地方分権推進制度」を活用して、市町村への権限移譲を推進し、これまで（平成 10～16 年度）にまちづくり分野を中心に 67 事務を移譲してきました。

「大阪版地方分権推進制度」を活用した事務移譲実績

年度別移譲事務数			
平成 10 年度	14 事務	平成 14 年度	11 事務
平成 11 年度	16 事務	平成 15 年度	16 事務
平成 12 年度	8 事務	平成 16 年度	7 事務
平成 13 年度	26 事務		

同一事務であっても複数年度で移譲した場合は、各年度で計上

さらなる改革のために

地域に関わる行政をより総合的に展開できるよう、市町村へのさらなる権限移譲等をすすめます。

住民に身近な行政を担う市町村が地域の実情や課題に的確に対応し、自らの判断と責任のもと、地域に関わる行政をより総合的に展開できるよう、さらなる権限移譲をすすめる方策を検討するとともに、市町村の自主性や自立性を尊重し、効率的、効果的な行政運営が期待できる補助金の統合・メニュー化なども検討します。

取組内容

● 関連事務の一括移譲

「大阪版地方分権推進制度」を活用し、総合的な行政の展開や住民サービスの向上を図る観点から、関連する事務の一括移譲について取組みます。

✚ 上記取組にあたっては、下記課題について、既存の研究会等の活用などを図り、検討していきます。

- 市町村に一括移譲する事務の整理と財源措置等
- 府単独市町村補助金の統合・メニュー化、交付金化

市町村合併の推進

【これまでの取組について】

市町村合併を推進するため、合併に関する気運を醸成するとともに、合併協議や合併後のまちづくりなど合併に向けた市町村の取組を支援してきました。これまで、府内44市町村のうち34市町村が、合併に関する取組（協議会・研究会等）をすすめ、堺市と美原町が17年2月に合併します。

大阪府の取組

- 「大阪府市町村合併推進要綱」策定（H12.12）
- 「大阪府市町村合併支援本部」設置（H13.7）
- 「大阪府市町村合併支援プラン」策定（H14.7）・改定（H15.2）
- ・合併協議会への職員派遣、運営費助成
- ・地域版支援計画の策定（府事業の実施、市町村事業支援）
- ・市町村振興補助金（合併分）、市町村施設整備資金貸付金の金利低減措置等による支援

さらなる改革のために

大阪都市圏にふさわしい市町村の行財政基盤を確立するため、市町村合併を推進します。分権時代を担うにふさわしい市町村の行財政基盤を確立することは、大阪都市圏の将来にとって重要な課題であり、引き続き、合併に向けた市町村の自主的・主体的な取組を支援していきます。「市町村の合併の特例等に関する法律」（「合併新法」）施行後は、国の定める「基本指針」や市町村の意向を踏まえ、具体的な取組をすすめていきます。

合併新法（17年4月1日施行）に基づく都道府県の役割

「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」の作成

構想に基づく合併協議会設置勧告、合併協議に係るあっせん及び調停、合併協議推進勧告

取組内容

●さらなる市町村合併の推進

大阪都市圏における基礎的自治体の役割や分権時代における合併の意義等についての議論を喚起するとともに、市町村合併について広く府民に理解を求めるなど、市町村合併に向けた取組をさらに強化していきます。